

## 2026年6月より、公的医療保険の対象疾患が拡大されました (陽子線治療)

2026年6月より、以下の(1)～(9)に加え、(10)の陽子線治療が保険適用となりました。  
※高額療養費制度が利用できます。

### 公的医療保険適用となる疾患 (2026年6月現在)

- (1) 小児腫瘍(限局性の固形悪性腫瘍に限る)
- (2) 限局性の骨軟部腫瘍\*
- (3) 頭頸部悪性腫瘍(口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く)
- (4) 限局性及び局所進行性前立腺癌(転移を有するものを除く)
- (5) 肝細胞癌\*(長径4cm以上のものに限る)
- (6) 肝内胆管癌\*
- (7) 局所進行性膵癌\*
- (8) 局所大腸癌\*(手術後に再発したものに限る)
- (9) 早期肺癌\*(Ⅰ期からⅡA期までの肺癌に限る)
- (10) 3個以内の大腸癌肺転移\*  
(原発巣切除後であり、局所再発のないものであって、肺外転移が制御されているものに限る)  
\*手術による根治的な治療法が困難であるものに限る